

## アメリカにおけるブラック・ナショナリズムの源（2） ——理論枠組と仮説——

原 百年

### はじめに

『山梨学院大学法学論集』第77号に掲載した「アメリカにおけるブラック・ナショナリズムの源」(原 2016)において、ブラック・ナショナリズムを含むすべてのナショナリズムの主要な説明変数は、「近代ヨーロッパのイデオロギー」であると述べた<sup>1</sup>。したがって次になされるべきことは、その「近代ヨーロッパのイデオロギー」とは何かを明らかにすることである。ここでは、L・グリーンフェルドとE・モーガンの議論に依拠しつつ、「自由・平等」というイデオロギー、そして16世紀から17世紀にかけてイングランドで生じた「ネーション／主権的ピープル」というイデオロギーについて述べていきたい。なぜなら、それらのイデオロギーこそが、アメリカン・ナショナリズムおよびブラック・ナショナリズムを含めた、すべてのナショナリズムの核になるからである。それらのイデオロギーについて述べた上で、ナショナリズムがいかにして生成され、世界中で複製されるに至ったか、その理論的枠組と仮説を示したいと思う。

## 第1節

### 1. ネーション＝主権的ピープルというアイデア

グリーンフェルドによれば、ナショナリズムの核となる概念は、唯一ネーションであり、その概念なしにナショナリズムの発生はありえない。その核になる概念を、身分や階級、地域性、エスニシティなどに求めるのではなく、ネーションに求めるからこそ、それをナショナリズムと呼ぶことができるのである (Greenfeld 1992: 2-3)。ネーションという語は、もともと「主権的ピープル」という意味を有するわけではなかった。その語源になるラテン語の“natio”は、もともと「出生」を意味した。それが古代ローマにおいて「外国人集団」、中世の大学において「意見を共にする学生集団」、その後13世紀の教会公会議において「エリート集団」という意味に変化していった。そしてグリーンフェルドによれば、16世紀の後半にネーションという語が、今日そう解釈されているような「主権的ピープル」(sovereign people) という意味に変化していったという (Greenfeld 1992: 9-12)。

ところで、今日そう解釈されているような「主権的ピープル」とは何を意味するのか。まず、「主権的」(sovereign) ということの意味について考えてみる。いくつかの辞書を調べてみると、形容詞としては、「無限の権力を有する」(having unlimited authority) とか「独立した権力と自らを統治する権利を有する」(having independent authority and the right to govern itself) ことを意味する<sup>2</sup>。そして前編 (原 2016: 94) 第1節でネーションを定義した際にも言及したように、ここでいう主権は、国家か、ヘクターが言及したような「統治単位」に関し、独立した権力と自らを統治する権利を意味する<sup>3</sup>。したがって、「主権的ピープル」とは、国家ま

たは「統治単位」に関し、独立した権力と自らを統治する権利を有する共同体を意味する。確かに今日においては、「ピープル」が国家や「統治単位」を統治する権利を有することが、ある種の「常識」となっているが、封建時代においては、国王・女王（または地方の統治を委任された諸侯）のような封建社会の頂点に君臨する者のみがこのような主権的存在になれた。したがって、もともと低身分な人々を指す「ピープル」が主権的存在（国家やある種の「統治単位」を統治する権利を有する存在）になることは、想像を超えることだった。ところが、グリーンフェルドによれば、16世紀のイングランドでその「ピープル」の意味が変化し、それが「主権的存在」としてイメージされるようになり、「主権的ピープル」というアイデアが生まれた。これは、それまでの人間社会のありかたを一変させる「イデオロギー革命」ともいえるほど、大きな変化であった。

「ピープル」という言葉は、もともと大多数を占める下層社会に暮らす身分の低い人々を指す言葉であった。そのようなピープルがなぜ、「主権的」と見なされるようになったのか。イングランドでそのようなイデオロギー革命が起きるには、まず、それ以前に起きていたルネサンスと宗教改革という2大精神革命がその背景としてあったということを強調しておかなければならない。コーンによれば、ルネサンスと宗教改革は、古代ギリシャと古代イスラエルの思想に立ち返り、新しい世界を創り上げていこうとする努力の中から生じた。ゆえにルネサンスと宗教改革は、ヒューマニズム、普遍主義、自由主義、そして個人主義をヨーロッパにもたらした（Kohn 1944: ch. 4）<sup>4</sup>。「再生」を意味するルネサンスは14世紀のイタリアに始まり、ギリシア・ローマの古代文化を理想とし、それを復興させつつ新しい文化を生み出そうとする運動であった。その運動の中で貫かれていたのは、古典的なグレコ・ローマン的ヒューマニズムであった。ヒューマニズムは、人間を全ての事象の中心に据え、世俗的世界に生きる「人間の

自由」や「人間の個性」を重視する思想を復興させた。16世紀に始まる宗教改革もまた、ヒューマニズムによって創りだされた「人間の自由」や「人間の個性」という考えを重視した。なぜなら宗教改革は、(カトリック)教会の権威を否定する上で、個人の内面の権威、及び個人の思想と良心の自由を訴えたからである。ルネサンスと宗教改革は、ヨーロッパの人々に自由主義と個人主義の思想を吹き込み、中世キリスト教世界の閉塞的で禁欲的な世界観から脱し、新しい時代に向けて生きる希望を抱かせるような、精神革命を人々にもたらした。また、近代科学的思考が王権神授説そのものの信憑性を低下させたという側面もあろう。主としてこのような精神革命が既にその背景にあり、イングランドで「ネーション／主権的ピープル」というイデオロギーが編み出されるのである。

このような自由主義的・近代的精神革命が進行する中で、グリーンフェルドによれば、「ネーション／主権的ピープル」というイデオロギーは、より直接的には、ヘンリー8世(在位:1509-1547)の時代の特有な歴史的コンテクストの中で現れる。ヘンリー8世は、妻キャサリン(神聖ローマ帝国皇帝カール5世の叔母)との離婚問題をめぐってローマ教皇と決別した。そのような状況を受け、ヘンリー8世はローマ教皇の支配権から独立し、イングランド国教会(通常プロテスタントに分類され、教会の首長はイングランド国王である)を成立させると同時に、イングランド議会で王権を強化する様々な法令を可決させた(Greenfeld 1992: 29-31)。ヘンリー8世は、身分にこだわらず、能力主義に基づいて多くの新たな官僚を登用し、行政を強化することによって王権を強化しようとした。そのため、旧社会では身分の低かった「新エリート」が次々と官僚になっていった。その中には、高い能力と教養を身につけたヨーマン(独立自営農民層)やジェントリー(ヨーマンと貴族の間に位置する地主や名望家)が多く含まれていた。一方、カトリック系の聖職者や能力の低い旧来の貴族は排除

される傾向にあったため、彼らの地位は相対的に低下していった。このように、旧貴族の没落を尻目に、いわば「ピープル」出身のヨーマンやジェントリーたちが社会的地位を上昇させ、エリートにのし上がる形の構造的変化が、イングランド社会で生じた。当然、そのような社会変動によって新しく上昇して来たヨーマンやジェントリーにとって、封建的世襲に基づく社会概念は彼らの地位を脅かすものであった。だから彼らは、そのような旧来の封建的社会秩序を無効にさせる一方、他方で彼らが新たに獲得したエリートの地位を正当化できるような、新たな集団概念を欲した。その概念こそが、「ネーション」および「主権的ピープル」であった。

ヨーマンやジェントリーたちは、伝統的な身分から言えば「身分の低いピープル」に属したが、彼らはその「ピープル」という集団概念にエリート性を付帯させようとした。そこで有用になったのが、13世紀以降「エリート集団」という意味をもっていたネーションという概念であった。彼らはそのような意味をもつ「ネーション」と「ピープル」を一体化させることによって、ネーションが持つエリート性を「ピープル」に付帯させたのである。ネーションのメンバーになることは、エリートの地位に引き上げられることを意味し、そのメンバーである以上、エリートの地位にいる正当性が与えられた。かくして、イングランドのヨーマンやジェントリーは、「ネーション」という語をもって自分たちを表現すると同時に、その同意語として「ピープル」という語を使うようになる。結果、「エリート集団」と見なされるネーションの同意語となった「ピープル」は、それまでであった軽蔑的意味を失い、権威ある集団として、意味的变化を遂げた。そしてグリーンフェルドによれば、ネーションと同意語になった「ピープル」が「主権的」とみなされるようになったのは、このころからであった (ibid: 7)。ここに、ネーション＝「主権的ピープル」というアイデアが生まれることになった。問題は、なぜネーションまたはピープルが「主権的」と見

なされるようになったかである。この点については、E・モーガンが *Inventing the People, The Rise of Popular Sovereignty in England and America* (1988) で詳しく述べているので、後ほどそれを参照しつつ述べていくことにする。

グリーンフェルドは、新たに官僚や代議士となった新エリートたちが使用した「ネーション」や「ピープル」という言葉の意味を当時の公文書の中から読み解き、「ネーション」が「(主権的) ピープル」の同意語として使用されていたという根拠を示している。グリーンフェルドによれば、ネーションという言葉が公文書の中で広く使われるようになったのは、エリザベス1世(在位:1558-1603)の時代以降である。ただし、その意味は必ずしも「主権的ピープル」ではなく、曖昧で流動的なものであった(ibid.: 37-38)。したがって、エリザベス1世の時代は、ネーションが「主権的ピープル」という意味になる過渡期であったといえる。ネーションとピープルが、より明確に同意語のように使われるようになったのは、次のジェームス1世(在位:1603-1625)の時代である。ジェームス1世の時代には、(新エリート)の官僚や代議士がエリザベス1世の時代より力を持ち始め、イングランド政府の中で発言力を強めていた。そして何より、彼らは国王に仕えるというよりは、「主権的存在としてのネーション(ピープル)」の代表として、イングランド政府内で権力へのアクセスを求めていたのである。

グリーンフェルドは、ジェームス1世がエリザベス1世から王位を継承する際に制定された1604年の「王位継承法」(The Act of Succession)のくぐりを見て、そのように分析する。「王位継承法」には、「絶大で包括的な権力は、全能の神によって祝福された国王とネーションのもとに付与される」とある(ibid.: 39)。この記述で象徴的なのは、「国王とネーション」があたかも同等の権力を有する、別々の主体として並列的に記されている

ことである。言ってみれば、ネーションは、国王と同様に「主権的存在」としてイメージされている。議会からすれば、国王とネーションは、共に「全能の神によって絶大で包括的な権力を与えられた」、同格のパートナーである。ゆえに国王は、そのようなネーションと協議・協力しあいながら、イングランド政府を運営していかなければならない。このような国王に対する警告ともとれる勧告が、この「絶大で包括的な権力は、全能の神によって祝福された国王とネーションのもとに付与される」というくだりの中に表現されていた。国王は伝統的に、「絶大で包括的な権力」を有する主権者として君臨してきたが、ここで言及されている「ネーション」も明らかに、国王と同格の「主権的存在」として描き出されていた。

さらに「王位継承法」には、「個人であれ、選挙で選ばれた者であれ、この王国の全体および個々のメンバーは、この王国の法に従って、議会によって代表される」というくだりがある (ibid.: 39)。ここでいう「この王国の全体および個々のメンバー」とは、国王と対比されるネーションまたはピープルである。そしてそれは、「議会によって代表される」。このくだりは、ジェームス1世に対し、ネーションの代表である議会に対して敬意を払い、その意見を尊重するように釘をさすためのものであったといえよう。このように1604年の「王位継承法」は、ジェームス1世の王位継承を認める一方、他方でネーションが主権的存在であること、そして議会がそのネーションを代表することをジェームス1世に対して「念を押す」ものであった。これらの例から分かるのは、「新エリート」たちが、自分たちのエリート的地位を確保するという段階を超えて、国王の主権に対抗するほど力を持ち始めていたということである。ネーションという概念は、国王の主権に対抗するための道具として使われ始めていたのである。

グリーンフェルドは、ネーションの同意語としてピープルが使われている例として、同年の「庶民院の謝罪と償い」(Apology and Satisfaction of

the House of Commons) という公文書を挙げる。その中で庶民院 (the House of Commons) は、「庶民院がイングランドの騎士や市民を代表すること」、更に「いかなる賢人 (王) であろうとも、ピープルの権利と慣例を犯すことはできない」ことをジェームス 1 世に対して警告して述べた。また、「この王国の自由の権利は、何と言っても政府内で議会が (国王と) 平等の、または恐らく平等以上の権利を認められていることを意味する」ことを国王へ勧告して述べた。さらに、「ピープルの声は神の声と同じであると言われることから、庶民院から市民や政府のことにに関して情報を得るのがよろしい」と国王に提案した (ibid.: 39)。伝統的には、王権神授説に基づいて国王は神によって人々を統治する権利を得ていた。したがって、国王の声は神の声と同じで、まさしく全能であった。ところが、この文書の中では「ピープルの声は神の声と同じである」と述べられ、「ピープルの声」は国王さえも侵害できないほど高貴なものを見なされている。ここで庶民院が使っている「ピープル」という語は、明らかに「王位継承法」の中で使われていた「ネーション」と同じ意味をもっている。すなわち、ここでいう「ピープル」は低俗で身分が低い人々を指す「ピープル」ではなく、高貴で権威ある、ネーションと同義語の「主権的ピープル」であった。

一方、ジェームス 1 世自身も議会において、イングランドとスコットランドを「ふたつのネーション」と呼び、議会が「ピープル」を代表するという認識に同意する旨のスピーチをしている (ibid.: 39-40)。これらの様々な公文書を通じて、頻繁に使われるようになったネーションという語が「ピープル」と同意語のように扱われるようになっていたということ、さらにその「ピープル」は主権的な存在としてみなされていたということ、をグリーンフェルドは浮かび上がらせた。

ジェームス 1 世の時代以降、英訳聖書の中にもネーションという言葉が



現れるようになった。ヘブライ語とラテン語の聖書には、ネーション（近代的な意味での）に相当する語は存在しない。確かに、5世紀はじめのラテン語訳聖書の中に“natio”という語が100回ほど現れるが、グリーンフェルドによればそれは血縁的共同体を指した。従って、それは近代的な意味におけるネーションとは違うコンテキストの中で使われた語であった。ジェームス1世の時代には出版された *King James Bible* の中には、ネーションという言葉がなんと454回も現れる。しかもそれは、時には血縁的共同体を指す場合もあったが、ほとんどは「(主権的) ピープル」または「カントリー」を指す語として使われていたという (ibid.: 52)。更にグリーンフェルドは、文学者のR・ハックルルトやW・シェイクスピアの言葉や作品、哲学者のJ・ミルトンや政治家のO・クromウエルの著作、哲学者のF・ベーコンやI・ニュートンの言葉を分析し、イングランドの独自性とその優越的価値を描き出すような表現とともに、ネーションという言葉が「(主権的) ピープル」の同意語として使われるようになったことを示している (ibid.: 67-85)<sup>5</sup>。この時代に識字率が飛躍的に上昇していたことを考えると、これらの記述の中に現れたネーションという語の影響は小さくない。以前は、ラテン語が理解できる聖職者や貴族など、一部の上流階級の者のみが文字を読むことができた。17世紀には、イングランドの一般の人々が文字を読めるようになり、「ネーション／主権的ピープル」という概念に触れることができた。彼らは、俗人出身のエリート官僚や代議士（新エリート）がそうだったように、「主権的ピープル」、すなわちネーションという概念に惹きつけられていったとグリーンフェルドは考える (ibid.: 87)。

このように「ネーション」と「(主権的) ピープル」という語がイングランドの日常言語の中で使われ始めた正にそのときが、イングランドでナショナリズムが生まれたときであったと考えられる。ある独自の共同体が

その「主権性」を構築するような言説編成を展開するのがナショナリズムであるなら（原 2016: 94）、このイングランドにおける「ネーション／主権のピープル」というイデオロギーを核にした言説編成は、まさにそのようなナショナリズムの一例として考えられよう。グリーンフェルドによれば、ネーションが「主権的ピープル」であるとするイデオロギー的言説が定着したのは、17世紀中ごろのチャールズ1世（在位：1625-1649）の時代であった（Greenfeld 1992: 40）。

## 2. ネーションとピープルが「主権的」な理由

ここまでのグリーンフェルドの議論に従えば、今日的な意味をもつ「ネーション」そして「主権的ピープル」という概念は、16世紀から17世紀にかけてのイングランドの中間層、すなわちヨーマンやジェントリーによって発明され、その後定着するに至ったものである。しかしなぜ、その新たに発明された「ネーション」または「ピープル」は、単に「エリートの」ではなく、「主権的」なものとしてイメージされなければならなかったのか。モーガンによれば、それは、庶民院と議会を支配するに至ったヨーマンやジェントリーの代議士たちが、「国王の主権」（sovereignty of the king）に対抗しうる権力として、「ピープルの主権」（sovereignty of the people）を対峙させ、前者を相対的に弱体化させることにより、イングランドの政治を支配しようとしたからである。

伝統的に、国王は（ヨーロッパであれば）イエス・キリストの子や、神そのものの化身として考えられ、国王によって統治される政府は神性的特質が常にともなうという、「公定フィクション」（legal fiction）によって支えられていた。国王は神のように「完璧」で「全能」であり、法による裁きを受けるのではなく、法を定め、罰する側の存在であった。また国王の魂は、神のように「不死身」で、「普遍」であった（Morgan 1988: 17）。

現代において、チベット亡命政府のダライラマ法王やバチカン市国のローマ法王のような存在を除けば、このような形で国王を描き出す例はないであろうが、他の多くの封建国家同様、16世紀のイングランドでも、国王はこのようなイメージでとらえられていた。1603年から1625年にかけてイングランドを統治したジェームス1世は、プロテスタントの庇護者としてローマ法王を「反キリスト」だと非難し、神によって祝福を受け、絶対権力を委託されたのはイングランド国王の彼であって、ローマ法王ではないことを宣言した。ローマ法王の神性と絶対権力に対し、イングランド国王の神性と絶対権力をもって対抗したのである。後継者のチャールズ1世も、その路線を踏襲した (ibid.: 18)。王族以外の者は、すべて臣民 (subjects) であり、貴族であろうとも、それは同じであった。したがって、伝統的には、国王が議会に意見を求めることはあったとしても、すべての権力は国王が握っているものであり、国王の意思は「神の意思」と同じであった。

ただし、このような国王のイメージは建前上「公定」とされているだけで、実際それがフィクションであることは、多くの目には明らかであった。ジェームス1世は、彼自身が熱心に描き出そうとした「神性」からはほど遠い人物であったし、彼の息子で後継者であるチャールズ1世は、「常習的な嘘つき」であったという。したがって、彼らは神のように見えなかったし、そのように行動していたわけではなかった。そしてモーガンによれば、庶民院の代議士たちは表面上「臣民」としてふるまいながらも、実際は単なる臣民以上の存在として既に行動していた (ibid.: 21)。要するに、国王の神性をフィクションだと知りながら、「国王によって統治される臣民」を演じる一方、他方で実際は「統治する側」の存在として上昇していたのである。モーガンによれば、この時代の庶民院の代議士は政治的な影響力をかなりもち、彼らの同意なしに、王室や貴族院が勝手なことをすることはできない状況が生まれていた。とはいえ、代議士たちは国

王の神性を公の場で否定するというよりは、むしろ大いに賛美するふりをした。なぜなら、国王の神性と威厳が保たれているかぎり、政敵である有力聖職者や有力貴族、そして国王の取り巻きである顧問官たちが、国王の「単なる臣民」以上の立場に上昇できなかったからである。そして庶民院の代議士たちは、国王の意思決定に関し彼ら自身のみが影響力を発揮し、実質的に彼ら自身のみが「臣民」以上の立場に上昇できるような環境をつくり上げていったのである (ibid.: 33)。したがって、国王の主権のよりどころとなっている神性は、フィクションであったとしても、庶民院の代議士たちにとって、彼らの地位を確保し、上昇させる上で必要不可欠なものであった。

代議士たちは、表向き上、国王の主権は絶対で不可分のものであるとしながらも、彼ら自身が主権的存在として振舞いはじめていた。そして、国王の取り巻きである顧問官や貴族たちが王室で影響力を発揮する力を削ぐかたわら、「臣民」というよりは、国王の「ライバル」に匹敵するような地位を築くに至るのである。そして結局、彼らは国王の主権に対して、より直接的に対抗することになる。その抗争に勝つために彼らがしたのが、これまで国王の主権の拠り所になっていた「神の承認」(divine sanction)を、国王から剥ぎ取り、「ピープル」とその代表である彼らに与えることであった。「神の承認」はフィクションであり、彼らはそれを十分に承知していたが、むしろそれを利用し、「神の承認」を受けた「ピープルの主権」というフィクションを考案し、それによって「国王の主権」に対抗したのだ (ibid.: 36)。先述したグリーンフェルドの議論でも紹介したとおり、「絶大で包括的な権力は、全能の神によって祝福された国王とネーションのもとに付与される」とか、「ピープルの声は神の声と同じであると言われることから、(国王は)庶民院から市民や政府のことに関して情報を得るのがよろしい」と庶民院の代議士が国王の前で述べていたのは、そのよ

うな彼らの意図を象徴的に表していると言えよう。庶民院の代議士たちは、「ピープルの主権」というフィクションをもって、「国王の主権」というフィクションに対抗したのである。モーガンがそう言うように、「ピープルの主権」と「国王の主権」は対極に位置すると思われがちだが、実は密接に関係している (ibid.: 37)。両者の主権は、ともに「神の承認」というフィクションに依拠しているのだ。庶民院の代議士たちは、「国王の主権」というフィクションをモデルにしたがゆえに、「ピープル」に関しても「神に承認された主権者」としてイメージしたので。

問題は、「主権的ピープル」とそのアイデアを編み出した代議士たちの関係である。「ピープル」は、全ての人々を含む概念であり、代議士たちはそのほんの一部分の人々に過ぎない。そして「神の承認」を受けたのは「ピープル」であって、代議士たちではない。だが、代議士たちは、「ピープルの主権」を語る時、彼らがそのピープル全体の「代表者」であることを必ず主張し、それを前提にして、彼ら自身の意見を「ピープルの声＝神の声」として正当化した。ピープル全体の代表者でなければ、彼らの意見は「神の声」ではなくなり、「国王の主権」に対して何の抵抗力も持ちえないことになる。だから、庶民院の代議士たちは、「庶民院がイングランドの騎士や市民を代表すること」、「個人であれ、選挙で選ばれた者であれ、この王国の全体および個々のメンバーは、この王国の法に従って、議会によって代表される」(Greenfeld 1992: 39) と主張したのである。したがって、庶民院の代議士たちにとって、彼らによって運営される代議制政府の存在は、「ピープルの主権」というアイデアが具現化されたものである。しかし、モーガンもそう言うように、「ピープル全体を代表する」ということ自体が、ある種のフィクションでもある。16世紀から17世紀にかけて、イングランドの庶民院の議席数は196議席から462議席まで増加し、成人男性の5人に1人が投票権を持つくらい参政権が拡大したが、地元で

選出された代議士（ジェントリーやヨーマンたち）は、そのほとんどが地元に住んではいなかった（Morgan 1988: 42）。彼らは地元で選出された「地元の代表」ではあったが、ロンドンに住み、「イングランド全体の代表」として議会で政治を行っていたのである。彼らは地元で選出されるが、議会では「イングランド全体の代表」として政治を行う。そして「イングランド全体の代表」として政治を行うが、彼らはイングランド全体から選出されたわけではない。彼らは、誰を代表して政治を行っていたのか。彼らは、「全体を代表する」というフィクションに基づき、フィクションとしての「主権的ピープル」の代表者として政治を行っていたのである。彼らは、「全体を代表するから」という名目で地元有権者特有の要望を極力かわす一方、「主権的ピープルを代表するから」という名目で国王とその他の政敵の権力に対抗した（ibid.: 49-50）。このようにして、庶民院の代議士たちは、「主権的ピープル」という言説を展開し、彼らがそれを代表するのだというレトリックによって、イングランドで政治権力を強めようとしたのであった。これは正に、「主権的ピープル」または「ネーション」という名のもとに、権力の獲得を目指し、または権力の行使を正当化する、ナショナリズムの一例であった。

## 第2節 ナショナリズム複製のメカニズム

### 1. 「権利意識」の芽生えと「権利意識と現実とのギャップ」

モーガンが示したように、「主権的ピープル」という概念は、17世紀におけるイングランドのヨーマンやジェントリーらの新興エリートが、国王やその他の政敵に対抗するために考案したものであった。そして、先述したグリーンフェルドによる言説分析で示されたように、その「主権的ピープル」という概念は「ネーション」と同意語になり、人々の日常生活の中

にも浸透していった。言ってみれば、庶民院の代議士たちが考案した「主権的ピープル」または「ネーション」というアイデアを、一般の人々が信じるに至り、イングランドである種の「常識」になったということである。特筆すべきは、庶民院の代議士が考案した「主権的ピープル」または「ネーション」というフィクション、そして「議会がそれを代表している」というフィクションが、そう意図しなかったにも関わらず、一般のイングランド人にある種の権利意識を植え付けたことであった。「ピープルの声は神の声である」という根拠をもって「ピープルの主権」を庶民院の代議士たちが主張し、一般の人々がそれを信じれば信じるほど、「全ての人々は威厳ある存在として扱われる権利がある」という権利意識が一般の人々の間に芽生えたとしてもまったく不思議ではない。また、代議士たちは「ピープルの代表」なのだから、人々は「自分たちの代表」を選ぶ権利があるし、代議士たちを通じて「自分たちの声を政治に反映させることができる」という権利意識が芽生えたのは当然の結果であった<sup>6</sup>。このような権利意識が高まった上で、ある特定の集団が「尊厳ある存在として扱われない」という状況に陥ったとき、またはある特定の集団の「声が政治に反映されない」という状況になったとき、当該集団は彼らの権利が踏みにじられたと感じ、怒りや不満が高まるのは必至である。特にイングランドにおいては、グリーンフェルドもそういうように、少なくともジョン・ミルトン（1608年～1674年、イギリスの詩人で共和主義者）の時代以来、「人間は理性的・合理的な判断ができるがゆえに自由で平等である」とする信条を彼らの中心的信条としてきたので（Greenfeld 1992: 412）、ある特定の集団の自由が抑圧され、不平等な扱いを受けたときには、「尊厳ある存在として扱われる権利を侵害されている」と特に強く感じざるを得なかった。嘆願を重ねてもそのような状況が続いた場合、彼らの「権利意識と現実とのギャップ」は拡大する。ここでいう「権利意識と現実とのギャップ」とは、

「主権的ピープル」のメンバーに平等に与えられるべき権利——すなわち「威厳ある存在として扱われる権利（特に、自由・平等に扱われる権利）」「自分たちの代表を選ぶ権利」「自分たちの声を政治に反映させることができる権利」——が尊重されるべきだと期待する「権利意識」と、それが甚だしく否定されたり、制限されたりしている現実との間に生じる「ギャップ」である。

## 2. 「統合主義的マージナルマン」と「分離主義的マージナルマン」

そのような「権利意識と現実とのギャップ」が拡大したとき、人々は「マージナルマン」になる<sup>7</sup>。本論文でいう「マージナルマン」は、以下のような人々を指す。まず、「マージナルマン」は自らを「主権的ピープル」のメンバーとして認識し、そのメンバーが当然享受すべき諸権利を強く意識している。ところが、そのような人がホスト社会または国家からそれらの諸権利を侵害され、「権利意識と現実とのギャップ」を強く感じ、その嘆かわしい状況に苦悩していたとする。このように「主権的ピープル」のメンバーとしての対象から疎外（marginalize）され、それが原因で苦悩している人々が、ここでいう「マージナルマン」である。この「マージナルマン」は、自らの苦悩を解消するために、次のような方策をとろうとする。それは、自らホスト社会の価値・信条体系を熱心に受け入れ学ぶ一方、他方でホスト社会の差別的・圧政的制度や習慣を変革し、ホスト社会の中でマジョリティと同じように権利を認めてもらおうと求める方策である。「マージナルマン」は、通常このタイプの方策によって彼らの「権利意識と現実とのギャップ」を解消しようと努める。「マージナルマン」はホスト社会の中で生まれ育っているので、ホスト社会の価値・信条体系はある種の社会的「常識」となっている。彼らはむしろ、ホスト社会の価値・信条を熱心に奉じることにより、その中で「文明化された一人前

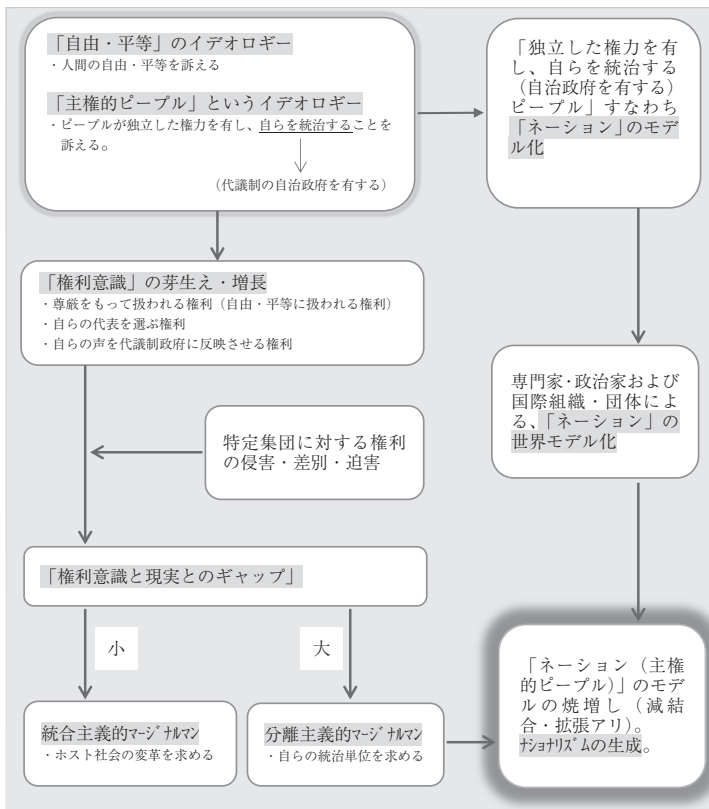


の人間」として認めてもらおうとするのだ。その上で、彼らはホスト社会の差別的・抑圧的制度や習慣を変革し、ホスト社会の中でマジョリティと同じように権利を認めてもらうよう求めるのである。このタイプの「マージナルマン」は、一種の統合主義者（integrationist）なので、「統合主義的マージナルマン」と呼べよう。

「統合主義的マージナルマン」が主流を占める中、ホスト社会の価値・信条を拒否し、ホスト社会の体制を変革するというよりは、それ自体から分離し、独立した存在を目指そうとする急進的な「マージナルマン」がいる。このタイプは、「分離主義的（separatist）マージナルマン」と呼べよう。

「分離主義的マージナルマン」は、ホスト社会を変革することは不可能だと考え、彼らの「権利意識と現実とのギャップ」が縮まるだろうという希望を全く見いだせないで、ホスト社会に対して完全に幻滅してしまった人々である。「威厳ある存在として扱われる権利（特に、自由・平等に扱われる権利）」「自分たちの代表を選ぶ権利」「自分たちの声を政治に反映させることができる権利」が甚だしく否定されたり、制限されたりするような差別的・抑圧的政策が新たに施行されるか、それを象徴するような事件などが起きた場合、人々の幻滅感を増幅させ、「分離主義的マージナルマン」に転向する可能性は高まる。ここで「分離主義的マージナルマンに転向する」ということの意味は、統合主義だった「マージナルマン」が分離主義に転向するということである。逆に、「権利意識と現実とのギャップ」が縮まることが期待できるような政策が施行されるか、そのような事件があったときには、分離主義から統合主義に転向することも予想される。要するに、「マージナルマン」は、基本的には統合主義が主流だが、一生涯を通じて同じタイプであり続ける必然性はなく、ホスト社会の環境と動向によってその方向性を変えるということである。また多くの場合、統合主義的な志向と分離主義的な志向がアンビヴァラントに混在し、支離滅裂

な行動や発言をすることも十分にあり得る。両者に共通しているのは、彼らが共に「権利意識と現実とのギャップ」を感じて苦悩する「マージナルマン」であるということである。状況が改善される希望がまったく見出せない場合、その集団はホスト社会から分離し、「新天地」へ移住して「自らの統治単位」を求めようとするかもしれない。17世紀前半にアメリカに渡ったピューリタンたちは、まさにこのような人々であった。本論文の第1節で述べた「自由・平等」および「ネーション=主権的ピープル」というイデオロギーと、ここで述べた内容との関係を図にすると、次のようになろう（図1の左半分の部分）。



### 3. 「ネーション／主権的ピープル」のモデルの焼増し

「自由・平等」および「主権的ピープル」というイデオロギーの影響で、人々の間にどのような「権利意識」が芽生え、抑圧や差別を受けた時に「権利意識と現実とのギャップ」を感じ、場合によっては自らの統治単位を求める「分離主義的マージナルマン」になっていくかをここまで説明してきた。ここでは、図1の右半分にあたる、「主権的ピープル」すなわちネーションの「モジュール性」について述べたい。「自由・平等」および「主権的ピープル／ネーション」という概念は、伝播可能・複製可能な一種の「モデル」である。アンダーソンもそう言うように、アメリカの独立革命は、「それについての出版が行われるようになるとすぐに『概念』『モデル』、そして実に『ブループリント』になった」（Anderson 1983=2002: 136）。すなわちアメリカ独立革命は、「ネーション・ステート、共和制、公民権、ピープルの主権、国旗、国歌」といった概念、モデル、ブループリントを世界に示したのである。そしてフランス革命や南アメリカの独立運動によって、それらのモデルの現実性、妥当性、そして一般化の可能性は、「ネーション・ステート」としての独立国家が「複数存在することにより疑う余地なく確証された」。アンダーソンによれば、「事実上、遅くとも1810年代には、『この』独立国民国家の『モデル』が、海賊版制作のために利用できるようになっていた」（*ibid.*: 137）。ただし、これまで述べてきたように、イングランドでは「(主権的) ピープル」および「ネーション」という概念が比較的長い時間をかけて編み出され、アメリカ独立革命以前には既に一般的に定着していた。したがって、アメリカ独立革命を遂行した植民地人の思考の中には既に「主権的ピープル」および「ネーション」という概念があり、彼らはそれを「モデル」にして独立革命を遂行したと考えられる。アンダーソンがネアンを引きながらそう言うように、ア

アメリカを含む「遅れてやってきた国々」は「数世紀にわたって立憲制度を進化させてきた国家〔英国〕の経験の果実を、一挙にまとめようとしたのである」。したがって、アメリカを含む「遅れてやってきた国々」はイギリスの「自律的發展」を繰り返すことをしなかった (ibid.: 260)。その代わりに、彼ら（特にアメリカの植民地人）はイギリスが示した「主権的ピープル」または「ネーション」のモデルを学習・模倣し、そのイメージをもって自分たちのネーション・ステートを建設しようとしたのである。そしてアメリカ独立革命とそれ以降の革命によって、より抽象度が高く、より複写可能なネーション・ステートのモデルが示された。「それはまさにその抽象的性格の故に、それ以降の歴史において模倣されえたのである」 (ibid.: 261)。「自由・平等」、「主権的ピープル」、「ネーション」という概念は、複製可能な一種の「モデル」である。そしてブラック・ナショナリズム（およびその他のナショナリズム）は、人々がそれらのモデルを学び、模倣した結果生じたものである。この非常に伝播力の強い「モジュール性」が、「自由・平等」、「主権的ピープル」、「ネーション」というイデオロギーの最大の特徴である。

それらの「自由・平等」、「主権的ピープル」、「ネーション」というイデオロギーに由来する「ネーション・ステート」は、J・メイヤーの言葉を借りれば、「世界的モデル」(worldwide models)である。「世界的モデル」は、「世界文化」(world culture)とそれが形づくられるプロセスの中で構築され、世界中に伝播される (Meyer, et al. 1997: 144-145)。「世界文化」の中で構築される「世界的モデル」であるがゆえに、「自由・平等」、「主権的ピープル」、「ネーション」というイデオロギーは、どこの地域にもその影響を及ぼす。むしろ、どこの地域でもそれらのイデオロギーによって政治体制や政策が定義され、正当性が与えられると言ってもよからう。現在、少なくとも建前上、「自由と平等」、「ピープル（人民）の主権」、

「ネーション（国民）」を謳わない憲法、政治体制、政策は、正当性を得ることができない。それらは既に「世界共通の文化」であり、それから逸脱することはその政体が「前近代的」「野蛮であること」ことを宣言するに等しい。それくらい、「世界文化」は大きな影響力と強制力をもって世界の国々や地域に「自由と平等」、「ピープルの主権」、「ネーション」というイデオロギーに基づくネーション・ステートのモデルを採用するように迫る。17世紀のイングランドでそのモデルが誕生して以降、その「モデルを採用しない」という選択肢がないといえるほど、普遍化していった。ブラック・ナショナリズムを含む全てのナショナリズムは、この歴史的流れの中で起きることになる。

メイヤーによれば、そのような「世界文化」を形成し、「世界的モデル」を提供してきたのは、主として科学者や専門家である。科学者や専門家は、「世界文化」を形成する上で中心的・権威的存在である。しかし、メイヤーによれば、彼らの影響力は、「アクターとしての存在」自体というよりは、彼らの「合理的他者（rationalized others）としての存在」に由来する（ibid.: 165-166）。科学者や専門家は、「合理的・理性的な判断」に従い、「普遍的で本源的な原理・原則」を世の中に示す人々である。しかし、例えば「人間の自由・平等」という原理・原則に関する現実性が醸成される時、ある特定の学者や専門家自身がそのような見解を提示したということもあろうが、それは彼らが全体としてそのような言説を編成し、全体的な「合理的他者」として影響力を發揮した結果に他ならない。アメリカ独立革命のときには、「自由・平等」、「主権的ピープル」、「ネーション」という概念は、ルネサンス以降のヒューマニスト、ピューリタン、啓蒙思想家、政治家たちを中心にした無数の「合理的他者」によって、既に少なくとも西欧とアメリカでは、ある程度その現実性が構築されていたといえる。そのような中で、アメリカ独立革命の際に「人間の自由・平等」と「ピー

ブルの主権」が謳われたのである。アメリカ独立革命以降、それらの概念は西半球に、その後は西半球以外にも次第に広まり、「世界文化」になり、「世界的モデル」になっていった。

メイヤーによれば、「世界文化」は科学者や専門家が中心となる「合理的他者」によって創り上げられるが、彼らが運営する国際組織、非政府組織、協会、団体等の存在も重要である。その最たる例は、国際連盟 (League of Nations) や国際連合 (United Nations) である (ibid.: 163-164)。世界社会への「仲間入り」をしたい共同体にとって、それらの国際組織に加盟を認めてもらうことはこの上なく重要である。ところが、それらの国際組織が、少なくとも名目上、「ネーションの連盟」、「ネーションの連合」として組織されたものであるがゆえに、既に加盟している共同体はもちろん、これから加盟を求める共同体も「ネーション」を形成していることが前提になっている。世界社会は、「ネーションの連合」という「世界文化」によって成り立っているのであり、世界社会の中に存在する以上、いかなる共同体も「主権的ピープルすなわちネーションという共同体を単位に政体を形成する」というモデルを「採用させられる」のである。もちろん、「自由・平等」、「主権的ピープル」、「ネーション」という概念を包含する「世界文化」を構成する組織として国際連盟や国際連合だけが重要なのではない。例えば、宗教組織、学者組織、博愛主義者、人権擁護団体などの非政府組織、協会、団体等も「世界文化」を構成し、「世界的モデル」を伝播させる重要な役割を果たす。ブラック・ナショナリズムは、メイヤーが言うような「合理的他者」やさまざまな国際組織、協会、団体から影響を受け、生じるのである。

全てのナショナリズムは、「自由・平等」、「主権的ピープル」、「ネーション」という近代イデオロギーの影響を受け、それらから導き出されるネーション・ステートの「モデル」に基づいて、政治的共同体を創出し、維

持しようとする現象であった。当然ブラック・ナショナリズムも、その流れの中に位置づけられる。このナショナリズムの「モジュール性」について、最後に言及しておきたいことは、メイヤーが言及しているモデルの「減結合」(decoupling)である (ibid.: 154-155)。「世界文化」と「世界的モデル」に基づいて建設されたネーション・ステートは、抽象化された複写可能なモデルに基づいているがゆえに、同形 (isomorphic) であることが予想される。ところが、「ネーション・ステートのモデル」は採用する側からすれば「外来モデル」であるがゆえに、特異な内的事情によって、そのモデルが本来持つべき特徴とは違った形でナショナリズムが表現されることがある。そこで、「モデルとしてのナショナリズム」と「実際のナショナリズム」との間に「減結合」が生じる。例えば、ネーション・ステートのモデルは通常、ネーションが国家を建設するか支配することによって、ネーションが独立した権力と自らを統治する権利を得る形をとる。ところが、ホスト社会との内的事情によりそれが不可能なので、国家ではなくて、「高度な自治」を前提にした「自治州」のような「統治単位」を建設しようとするかもしれない。更に、人口がホスト社会の中で分散していて「自治州」のような「統治単位」を得ることも不可能な場合、さらに小さい複数の「自治区」のような「統治単位」を建設しようとするかもしれない。また、彼らが慣れ親しんだ土地ではなく、エミグレーションによってどこか他の土地に国家や自治州を建設しようとするかもしれない。アメリカ合衆国という強大なホスト社会の中で進められたブラック・ナショナリズムは、前編（原 2016: 97-97）で示したように、ブルジョア的改革主義 (bourgeois reformism)、革命的ブラック・ナショナリズム (revolutionary black nationalism)、エミグレーションニズム (emigrationism) のような、さまざまなナショナリズムの形をとった。これらのナショナリズムは、ネーション・ステートのモデルから「減結合」され、「理想形」とは

異なる。しかし、「主権的ピープル」または「ネーション」のエッセンスを残しながら、ある種の「統治単位」を建設し、「独立した権力と自らを統治する権利」を求めるという意味で、ナショナリズムの一形態と捉えられる。さらに、このようにネーション・ステートのモデルから「滅結合」する形がある一方、「ネーション／主権的ピープル」のモデルが非現実的な形で規模を拡大することもある。本論文で扱うブラック・ナショナリズムは、通常アメリカ国内に住む黒人をひとつの共同体とみなし、当該共同体の国家または「統治単位」を建設しようとする。ところが、場合によっては、汎アフリカニズム的な発想をもって、アトランティック地域全体に散らばる黒人全体をひとつの共同体とみなし、ある種の拡張された文化的政治的共同体を形成しようとする汎アフリカン・ナショナリズムを展開することもある。このように、「ネーション／主権的ピープル」のモデルは、それを採用する「分離主義的マージナルマン」の黒人たちが置かれた状況ゆえに「理想形」から「滅結合」された形で現れる傾向がある一方、他方で現実離れした構想をもって規模的に拡張された形で現れることもある。このような「ネーション／主権的ピープル」のモジュール性とその性質、そしてそれとナショナリズム生成との関係を示したのが、図1の右半分の部分である。

## まとめ

本論文は、前編（原 2016）の続編として、ブラック・ナショナリズム（より一般的には全てのナショナリズム）が生じる理論枠組と仮説を述べた。その主たる説明変数は「近代ヨーロッパのイデオロギー」であること、そしてそれはヨーロッパで普遍化していった「自由・平等」のイデオロギー、16世紀から17世紀にかけてイングランドで編み出された「ネーショ



ン」および「主権的ピープル」のイデオロギーであるということを主張した。「ネーション／主権的ピープル」というイデオロギーは、17世紀にはイングランドの一般の人々の生活の中にも浸透していったが、その結果として彼らにある種の「権利意識」を生じさせた。すなわち、一般のイングランド人たちは、主権的存在としての権利意識を抱くに至ったのである。何らかの差別や迫害によって、その権利意識と現実の間にギャップが生じたとき、人々は「マージナルマン」となる。そして、そのギャップが拡大すればするほど、分離主義に傾倒するのである。

分離主義に傾倒したマージナルマンは「自らの統治単位」を求め、彼らは「ネーション」を「モデル」にしてその統治単位を得ようとする。アメリカ独立革命以降、ネーション・ステートが最も普遍的で、複製可能なひとつの統治ユニットになったからである。ブラック・ナショナリズム及びその他のナショナリズムは、人々がその「世界的モデル」を学び、模倣した結果生じたものである。

本論文で述べてきた理論的枠組は、ナショナリズムという現象に対し、一般的に適用可能である。だが、筆者の関心は「アメリカにおけるブラック・ナショナリズム」なので、今後はそれをケースにして研究を進めていきたい。

#### 注・引用文献

##### 英語文献

Anderson, B. (1991 [1983]) *Imagined Community*, rev. edn, London: Verso. (白石隆・白石さや訳『増補 想像の共同体』NTT出版、1997年)

Greenfeld, L. (1992) *Nationalism: Five Roads to Modernity*, Massachusetts: Harvard University Press.

Kedourie, E. (1994 [1960]) *Nationalism*, 4th edn, Oxford: Blackwell. (小林正之のほかに訳『ナショナリズム』学文社、1993年)

—— (1970) *Nationalism in Asia and Africa*, London: Weidenfeld & Nicolson.

- Kohn, H. (2005 [1944]) *The Idea of Nationalism: A Study in Its Origins and Background*, New York: The Macmillan Company.
- Meyer, W. John. (1997) 'World Society and the Nation-State', *American Journal of Sociology*, Vol. 103, 144-181.
- Morgan, Edmund S. (1988) *Inventing the People: The Rise of Popular Sovereignty in England and America*, New York: W. W. Norton Company.

#### 日本語文献

- 原百年 (2011) 『ナショナリズム論：社会構成主義的再考』有信堂。
- (2016) 「アメリカにおけるブラック・ナショナリズムの源」『山梨学院大学法学論集』第77号、91-129。

#### 注

- 1 本論文は、『山梨学院大学法学論集』第77号に掲載した「ブラック・ナショナリズムの源」(原 2016)の続編である。したがって、前編を読まずに本論文を読んだ場合、理解しづらい部分が出てくるものと思われる。前編を先に読んでから、本論文を読むことをお勧めする。
- 2 オンラインの、*Oxford Dictionary*, *Webster Dictionary*, *American Heritage Dictionary* で調べたが、当然のことながら意味はどれもほぼ同じであった。ところで、名詞形は“The chief of a state in a monarchy”や“A supreme ruler, especially a monarch”とあることから、君主政体の長、すなわち「国王」や「君主」を意味する。封建時代においては、「無限の権力を有する」、または「独立した権力と自らを統治する権利を有する」存在は国王や君主のみであったことを考えると、そもそも「主権的」(sovereign) というのは、国王との関係で使われてきた語彙であったことがわかる。
- 3 前編(原 2016: 94)で一度、ヘクターがいう「統治単位」の定義を示したが、ここでも確認しておく。「統治単位」とは、「そのメンバーに対し、大体における社会秩序、略奪からの保護、正義、福祉などの公共財を提供する義務を負う、領域的な単位」を指す。
- 4 コーンは、ルネサンスと宗教改革がヨーロッパ諸地域のナショナリズムに多大な影響を与えたと主張している。その考察は特に優れていて、60ページ以上にもなる詳細な説明がなされている(Kohn 1944: 119-183)。ルネサンスと宗教改革は、共に古代の理想に立ち返ることを目的としていた点で共通している。すなわち、ルネサンスは古代グレコ・ローマンの思想へ、宗教改革は古代イスラエルの原始

キリスト教へ、復古的に立ち返ろうとした運動であった。その意味で、ナショナリズムという現象がルネサンスと宗教改革に端を発するなら、コーンがナショナリズムの思想的ルーツは古代ギリシャと古代イスラエルにある（Kohn 1944: ch. 2）と考えたのは当然のことであった。なお、ルネサンスと宗教改革がナショナリズムに与えた影響を早くから鋭く見抜いていたのは、C・ヘイズであった。ヘイズは、ナショナリズムの発生はルネサンスに端を発し、部分的にはプロテスタントイズムと宗教改革の産物であるとした（Hayes 1933: 38）。

- 5 例えば、R・ハックルは、次のような言葉を残している。“in searching the most opposite corners and quarters of the world, and, to speak plainly, in compassing the vast globe of the earth more than once, the English have excelled all the nations and peoples of the earth”（Greenfeld 1992: 68）。この文章から、「ネーション」と「ピープル」が明らかに同意語として使われていることが分かる。さらに、ここで使われている「ピープル」は「身分の低い人々」を指すのではなく、「尊厳ある、主権的な人々」を指すピープルを意味することも確認できよう。
- 6 モーガンもそういうように、結果としてイングランドの議会はより民主的な政治を行わざるをえず、選挙制度や議会制度に関する数々の改革を断行することになった（Morgan 1988: 68-69）。イングランドの民主政治の発展は、少なくとも部分的には「主権的ピープル」というフィクションの結果であると言える。
- 7 この「マージナルマン」という概念は、ケドゥーリの著作からヒントを得た。ケドゥーリは、フィヒテらのドイツ・ロマン主義者らが、一方ではドイツの上層貴族社会から相手にされず、他方では近代的啓蒙思想に感化されているがゆえに伝統的社会に戻ることもできない、社会で居場所を失った「マージナルマン」の状態にあったと考えた（Kedourie 1960: 46）。また、アジア・アフリカのナショナリストたちも、一方ではヨーロッパの支配者に「半人前」として扱われ、他方で彼らが既に啓蒙化されているがゆえに伝統社会で居場所を失い、「マージナルマン」になった（Kedourie 1970: 80-83）。彼らは「疎外された人々」であり、尊厳を失い、アイデンティティ危機に陥り、深い苦悩を味わうことになる。